

(要領様式第2号)

事業計画概要書に対する知事意見書

2上伊地環第36号
令和3年(2021年)3月3日

株式会社大島グリーン開発
代表取締役 大島 寛二 様

長野県上伊那地域振興局長

令和2年12月23日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(以下「条例」という。)第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書(産業廃棄物処分業の新規許可)

(1) 氏名又は住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	伊那市前原 7318 番地 2 株式会社大島グリーン開発 代表取締役 大島 寛二	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	伊那市西春近 5986 番地	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設(破碎施設)	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	○破碎する産業廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	4.32 t/日 (0.54 t/h : 8時間)	
(6) 変更の概要	新	旧
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 伊那市西春近表木区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 伊那市長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時)	令和3年3月27日(土) 午後7時から
	(場所)	伊那市西春近 6939 番地 表木区公民館

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。